

## こんにちは！ 南部町包括支援センターです！！

在宅介護や医療、看護に関する情報を皆さんに知っていただくために、町内の利用者さんを担当している各事業所ケアマネジャーによるパンフレット形式でお知らせしています。今回はしもべ荘居宅介護支援事業所が担当します。

しもべ荘居宅介護支援所で担当させていただいている利用者様の中で三分の二以上の人に認知症と診断名がついています。

認知症とは、脳の病気によって急速に脳細胞が減少し、さまざまな障害がおこる状態で誰でもなる可能性があります。認知症の人を介護されているご家族の気持ちを理解し、どんな応援をすればいいのか考えてみることは、認知症の人を地域で支えるためにとても大切なことだと思います。ご家族の誰かが認知症になった時、ご家族はショックを受け、戸惑い、混乱します。その時期をできるだけ早く通り抜け、認知症の人の「あるがまま」を受け入れるようになるためには心に余裕を持つことが必要だと思います。いつ自分や自分の家族が認知症になるかわかりません。偏見を持たず、認知症の人やご家族に対して温かい目で見守ることはとても大切なことだと思います。

平成12年に介護保険が施行され、13年が経ちました。各地域でもそれぞれに認知症の勉強会が開催されています。また、認知症の人だけでなく介護保険サービスを必要としている人に適切なサービスが提供でき、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活が送れるようご家族や地域住民の方、各関連機関（保険者、地域包括支援センター、主治医、各サービス担当者等）と連携を図りながら私たち介護支援専門員はこれからもがんばります。

## 高齢者相談窓口を開設します

南部町地域包括支援センターは分庁舎福祉保健課内にあります。介護、福祉、保健、医療などの高齢者に関する総合相談窓口です。

平成25年5月より改善センター1階、万沢支所において地域包括支援センター保健師が毎月1回高齢者相談窓口を開設します。相談内容は介護、福祉、保健、医療に限らず、どのようなことでも構いませんのでお気軽にお立ち寄りください。

分庁舎では常時相談窓口を開設しています。訪問や電話での対応も行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

### 高齢者相談窓口開設日

(時間 午前9時～正午)

#### 平成25年

5月20日(月)

6月17日(月)

7月22日(月)

8月19日(月)

9月9日(月)

10月21日(月)

11月18日(月)

12月16日(月)

#### 平成26年

1月20日(月)

2月17日(月)

3月17日(月)

※同日に改善センター1階と万沢支所の2カ所で開設します。

お問合せ：南部町地域包括支援センター（福祉保健課内）  
電話 64-4836（藤田、佐野、市川）

# 山梨県地方税滞納整理推進機構と共同で 町税の徴収を強化します。

## — 滞納は絶対に許しません —

税は、まちづくりを支える大切な財源です。ほとんどの町民の方は、町税を納期限内に自主的に納めていただいています。町では、税負担の公平性を確保するため、納税資力があるにもかかわらず、納付に応じない滞納者に対しては、**県地方税滞納整理推進機構と共同で強制的に給与、不動産、自動車、預貯金、生命保険等の財産の差押えを執行し、その財産をインターネット公売などにより換価し、滞納税額に充てます。**

また、場合によっては、職員が滞納者の自宅等を強制的に搜索して、発見した財産を差押え・搬出し、公売することもあります。



自動車の差押え例  
(タイヤロックによる運行禁止措置)

差押え実績  
(H24. 4～H25. 3)

差押財産	件数
給与	8
不動産	3
自動車	—
預貯金	16
生命保険	6
その他	6
計	39

## 延滞金は必ず徴収します。

納期限までに税金が完納されない場合には、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額に次の割合を乗じて計算した延滞金を徴収します。

- ・ 納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで → 年 4.3%
- ・ 1ヶ月を経過した日以降 → 年14.6%

## — 納期限内に納税できない方は、納税相談にお越し下さい —

災害や病気などの事情により、全額を一時に納められない場合には、徴収の猶予などの制度があります。ただし、**生活状況や財産の取得状況などを申告していただき、調査の結果、要件に該当した場合に適用されます。**

納税相談窓口 南部町役場 税務課 午前 8 時30分～午後 5 時15分  
TEL 0556-66-3404